

令和八年四月十日受領  
答弁第七号

内閣衆質二二一第七号

令和八年四月十日

内閣総理大臣 高市早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員長妻昭君提出いわゆる「消えた年金」を探す「持ち主不明記録検索」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出いわゆる「消えた年金」を探す「持ち主不明記録検索」に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「氏名等が判明している未統合記録」の「一部を公開」することの「研究」については、現在、厚生労働省において、「未統合記録」の「氏名等」の「一部」をどの程度又はどのように「公開」した場合に、厚生労働大臣があらかじめ本人の同意を得ないで行う年金個人情報目的外利用又は第三者提供を禁止する日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第三十八条第四項の規定等に違反することとなるか等について、慎重に検討しているところであり、現時点で「いつまでに」「研究をするおつもりか」及び「どこまで進んでいるのか」とのお尋ねについて具体的にお答えすることは困難である。

なお、御指摘のように「持ち主やその遺族に名乗り出てもらう」ため、「持ち主不明記録検索」については、その利用拡大に向けた更なる周知広報の方策についても検討しているところである。